

令和5年4月21日 招集

令和5年門真市教育委員会第4回定例会

議 案 書

門真市教育委員会



議事日程

門真市教育委員会第4回定例会  
令和5年4月21日（金）午後3時15分  
本館4階委員会室

| 日 程 | 事 件 番 号 | 件 名   | ペ ー ジ |
|-----|---------|---|-------|
| 第1  |         | 会議録署名委員の指名                                      | —     |
| 第2  |         | 会期の決定   | —     |
| 第3  | 承認第4号   | 臨時代理による事務処理の承認について<br>(令和5年度門真市教育委員会事務局人事について)  | 1     |
| 第4  | 承認第5号   | 臨時代理による事務処理の承認について<br>(令和4年度教育費補正予算の見積り申出について)  | 10    |
| 第5  | 承認第6号   | 臨時代理による事務処理の承認について<br>(門真市教育委員会公印規則の一部改正について)   | 13    |
| 第6  | 承認第7号   | 臨時代理による事務処理の承認について<br>(門真市教育委員会文書管理規程の一部改正について) | 18    |
| 第7  | 議案第13号  | 門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について              | 21    |
| 第8  | 議案第14号  | 門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定に伴う諮問について                    | 23    |
| 第9  | 報告案件    | 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告             | —     |
| 第10 |         | 諸報告   | 25    |

## 承認第4号

臨時代理による事務処理の承認について  
(令和5年度門真市教育委員会事務局人事について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会事務局人事に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和5年4月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 承認第5号

臨時代理による事務処理の承認について  
(令和4年度教育費補正予算の見積り申出について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、令和4年度教育費補正予算の見積り申出に関する事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めらる。

令和5年4月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和4年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 財産収入

(項) 財産運用収入

| 目       | 補正額 | 節       |     | 説明                       |
|---------|-----|---------|-----|--------------------------|
|         |     | 区分      | 金額  |                          |
|         | 千円  |         | 千円  |                          |
| 利子及び配当金 | 244 | 利子及び配当金 | 244 | 教育振興基金利子<br>【教育振興基金積立事業】 |
|         |     |         |     | 千円<br>244                |

(款) 寄附金

(項) 寄附金

| 目      | 補正額 | 節      |    | 説明                     |
|--------|-----|--------|----|------------------------|
|        |     | 区分     | 金額 |                        |
|        | 千円  |        | 千円 |                        |
| 教育費寄付金 | 57  | 教育費寄付金 | 57 | 教育費寄付金<br>【教育振興基金積立事業】 |
|        |     |        |    | 千円<br>57               |

令和4年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費

(項) 教育総務費

| 目       | 補正額 | 事業名 1                    | 説明                                   |
|---------|-----|--------------------------|--------------------------------------|
|         |     | 事業名 2                    |                                      |
| 教育振興基金費 | 千円  |                          | 千円                                   |
|         | 302 | ○施策評価対象外事業<br>教育振興基金積立事業 | 302 積立金<br>特定目的基金（固定資産）<br>基金積立金 302 |

## 承認第6号

### 臨時代理による事務処理の承認について (門真市教育委員会公印規則の一部改正について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部改正を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和5年4月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

門真市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

門真市教育委員会公印規則（昭和43年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(公印の使用)</p> <p><b>第6条</b></p> <p>1～3 略</p> | <p>(公印の使用)</p> <p><b>第6条</b></p> <p>1～3 略</p> <p><u>4 前項の規定により、提示を受けた保管者又は公印取扱責任者は、公印を要する文書に公印を押印した後、決裁済原議書（又は公印使用簿。以下同じ。）と公印を要する文書とに契印し、決裁済原議書に公印済の印を押印しなければならない。ただし、文書の性質上契印の必要がないと認めたものについては、この限りでない。</u></p> |





様式第3号から様式第5号までの規定中「㊟」を削る。

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 承認第7号

### 臨時代理による事務処理の承認について (門真市教育委員会文書管理規程の一部改正について)

門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和51年門真市教育委員会規則第20号）第3条第1項の規定に基づき、門真市教育委員会文書管理規程（平成元年門真市教育委員会規程第1号）の一部改正を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求める。

令和5年4月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

門真市教育委員会文書管理規程の一部を改正する規程

門真市教育委員会文書管理規程（平成元年門真市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(事務処理の原則)</p> <p><b>第2条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 文書は、次の各号に掲げる原則に従い処理しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 文書は、門真市情報公開条例（平成11年</p>  | <p>(事務処理の原則)</p> <p><b>第2条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 文書は、<u>すべて</u>次の各号に掲げる原則に従い処理しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>  |
| <p><u>門真市条例第13号)に基づく公文書の開示に対応できるよう適正に管理しなければならない。</u></p>   |  |
| <p>(文書管理責任者及びファイル担当者)</p> <p><b>第6条</b> 課に文書管理責任者及びファイル担当者を置く。<u>この場合において、グループを置く課にあっては、グループごとに置くものとする。</u></p> <p>2 <u>課の所管に属する教育機関については、当該教育機関に文書管理責任者及びファイル担当者を置くものとする。</u></p> <p>3～4 略</p> | <p>(文書管理責任者及びファイル担当者)</p> <p><b>第6条</b> 課に文書管理責任者及びファイル担当者を置く。_____</p> <p>_____</p> <p>2 課の所管に属する教育機関で、<u>文書担当課長が文書管理上必要があると認める場合は、当該教育機関に文書管理責任者及びファイル担当者を置くことができる。</u></p> <p>3～4 略</p> |
| <p>(公印の押印)</p> <p><b>第9条</b></p> <p>1 略</p> <p>2 <u>前項ただし書の規定により公印の押印を省略するときは、発信者名の下に「(公印省略)」の表示をしなければならない。</u></p>   | <p>(公印の押印)</p> <p><b>第9条</b></p> <p>1 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p>  |
| <p>(委員会付議事件に係る文書の取扱い)</p> <p><b>第10条</b> 委員会の<u>議決等</u>を必要とする文書は、教育長の決裁を経た後、文書担当課長に<u>関係書類を添付して提出</u>しなければならない。</p>   | <p>(委員会付議事件に係る文書の取扱い)</p> <p><b>第10条</b> 委員会の<u>議決を得、又は報告等</u>を必要とする文書は、教育長の決裁を経た後、文書担当課長に<u>関係書類を添付して送付</u>しなければならない。</p>   |

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 議案第13号

門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について

門真市附属機関に関する条例の施行規則に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員を委嘱及び任命するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和5年4月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 提案理由

門真市立義務教育諸学校の教科用図書の調査及び研究を行うために委員会を設置するにつき、本案を提出するものである。

令和5年度門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員候補者名簿

| 氏 名 | 所 属 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

## 議案第14号

門真市立義務教育諸学校教科用図書を選定に伴う諮問について

門真市附属機関に関する条例(平成25年門真市条例第3号)第1条の規定に基づき、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に次のように諮問するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成5年4月21日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

## 提案理由

令和6年度小学校使用教科用図書の適正な選定についての意見の答申を得るにつき、本案を提出するものである。

門真市立義務教育諸学校  
教科用図書選定委員会委員長 様

門真市教育委員会  
教育長 久木元 秀平

門真市立義務教育諸学校教科用図書の選定について（諮問）

門真市附属機関に関する条例第1条の規定に基づき、下記事項について、貴委員会の意見を求めます。

記

令和6年度小学校使用教科用図書の適正な選定について

諸 報 告

| 番 号 | 報 告 事 項                 |
|-----|-------------------------|
| 1   | 令和5年度門真市一般会計当初予算の概要について |